

意見提出手続の運用に関する苦情の申出に対する調査審議結果

No. 2	
受付年月日	平成30年(2018年)3月19日
申出の趣旨	<p>中核市への移行について、市ホームページや議会答弁、平成30年度予算案の内容等から見て、市はすでに移行への基本的な方向性を定めていると言えます。そうした市民にとって重要な政策であるにもかかわらず、これまでにパブリックコメント条例に基づいたパブリックコメントを行っていないことは同条例第3条違反の疑いが大きいものと考えます。</p>
市民自治推進委員会の調査審議結果	<p>【調査内容】</p> <p>〔担当室(中核市移行準備室)の見解〕 中核市への移行につきましては、その基本的な方針や事務の概要、組織体制などを記載した「吹田市中核市移行基本計画」の策定を予定しており、この計画が、中核市移行に向けた基本的な方向性を定める計画となるもので、「吹田市民の意見の提出に関する条例」第2条第3号の「政策等」のうち、イに規定する「計画」に該当するものと考えます。 現在、大阪府の協力を得ながら、移譲を受ける事務等について、具体的な検討を進めておりますが、今後の予定としましては、本年5月15日から6月26日までの期間で、本計画(案)について、パブリックコメントを実施いたします。この手続と合わせまして、6月11日及び24日には中核市移行についての意見交換会を開催するなど、先行市と同様に、市民の皆様の御意見をしっかりとお聴きしながら、計画を策定していきたいと考えています。</p> <p>〔パブリックコメント所管室(市民自治推進室)の見解〕 吹田市民の意見の提出に関する条例(パブリックコメント条例)では、パブリックコメント手続を要する政策等として、第2条第3号イにより、各行政分野において施策の基本的な方向性を定める計画を対象としています。当室としては、本件苦情の申出を受けた平成30年3月の時点において、パブリックコメント手続を要する「計画」はまだ存在しなかったものと認識しており、担当室がパブリックコメントを実施しなかったことは同条例違反にはならないと考えます。</p> <p>【市民自治推進委員会の判断】 このたびは苦情のご意見をお寄せくださり、まことに有難うございました。苦情内容について、当委員会において慎重に検討し、審議いたしました。 審議の結果、パブリックコメントの実施・運用手続として、今回の市の対応には問題点はなく適正なものであった、と当委員会は判断いたしました。 パブリックコメント条例第2条第3号の「政策等」のうち、イに規定する「計画」は、本件苦情申出があった平成30年3月の時点ではまだ存在していなかったものと考えます。そして、「吹田市中核市移行基本計画」のパブリックコメントは、平成30年5月15日から6月26日の期間に実施されており、条例違反には当たらないと考えます。 以上から、当委員会といたしましては、今回の苦情申出について正当な理由があるとは認めず、実施機関に対し、是正の措置を講ずるような勧告、または制度の改善について提言を出す必要はない、と判断いたしました。何卒ご理解いただければ幸いです。</p>
結果公表年月日	平成30年(2018年)6月8日